

「福岡県アレルギー疾患対策推進計画(案)」に対する意見募集の結果について

資料2

計7人の個人からご意見をいただいた。以下、意見の要旨と意見に対する考え方をまとめたもの。

	該当箇所	意見の要旨	意見に対する考え方
1	P2 第1章 計画の基本方針 3 対象とするアレルギー疾患	○香料や建材などに含まれる化学物質によっておこる「化学物質過敏症」は、アレルギー疾患には含まれないのか。	○本計画で取り扱うアレルギー疾患は、アレルギー疾患対策基本法第2条で定義された疾患としています。今後、政令で追加されれば、必要に応じて見直しを行ってまいります。
2		○化学物質に反応する方への対応について、もっと意識が高まるよう、情報を得て意識回避することも必要など一人ひとりができることを表現してほしい。	
3	P9 第2章 アレルギー疾患を取り巻く現状と課題 1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防(2)生活環境の改善	○タバコの煙は、気管支ぜん息や結膜炎以外に、鼻炎・蓄膿症・滲出性中耳炎・風邪症状・喉頭炎・アトピー性皮膚炎等を引き起こし、アレルギー発症の素因や感受性を高め、重症化につながる。 ○特に新生児・幼年期の受動喫煙は影響が大きいため、暴露を避ける施策が重要。県独自の受動喫煙防止条例により、家庭内、自動車内などでの子どもに対する受動喫煙防止が必要。 ○子どもの時からの教育、啓発が大切で不可欠。	○県では、「福岡県健康増進計画(いきいき健康ふくおか21)」において施策の方向性を示し、喫煙が健康に及ぼす影響に関する啓発や未成年者の喫煙を防止するための取組などを行っています。 ○また、改正健康増進法の説明会を開催し、受動喫煙による健康影響や子どもなど20歳未満の者への受動喫煙には特に配慮するよう周知を図っているところです。 ○上記計画と整合性を図りながら、アレルギー疾患対策に取り組んでまいります。
4	P16 第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策 1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防(1)アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供	○災害時、避難所でアレルギー疾患を有する者に十分な食事が提供されるのか不安。各自治体にて、人口に応じたアレルギー食の備蓄をしっかりと計画に盛り込んでほしい。	○災害時に必要な物品については、「福岡県備蓄基本計画」で、平時から県民や自主防災組織等が備蓄することを基本としており、市町村や県による備蓄及び調達は、自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとしています。 ○県では、引き続き、市町村に対してアレルギー対応食品を含めた食糧の備蓄に努めるよう働きかけるとともに、本県においてもアレルギー対応食品を含めた食糧の備蓄に努めてまいります。 ○なお、発災時には、国が作成した災害時のアレルギー対応マニュアルや避難所等で活用できるパンフレット等を速やかに被災自治体に提供できるようにしております。
5	P20 第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策 3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上(3)相談体制の充実	○どのように相談体制の充実を図るのか、具体的に示して欲しい。 ・アレルギー疾患を持つ人やその家族が、日常生活、治療、学校生活など悩みについて、それぞれ病院や学校に相談しているので、気軽に相談できる窓口(人材)を設けてほしい。 ・重いアレルギー症状を持つ子どもの家族は、身体的・精神的に負担が大きいため、ケアしてもらえるような体制を整えてほしい。	○アレルギー疾患を有する方や家族等の悩みを軽減できるよう、個々に応じた適切な情報提供や指導が重要と考えています。また、アレルギー疾患を有する方と接する機会の多い保健指導従事者や学校・児童福祉施設職員等に対しても、適切な助言や指導ができる体制が必要と考えています。 ○具体的な体制につきましては、福岡県アレルギー疾患医療拠点病院と連携し、取り組みを進めてまいります。
6	—	○医療体制に関しては計画の実行性を期待する。 ○学校、児童福祉施設等に関して、政令市との情報共有や取り組みの連携をもっと強化してほしい。	○政令市との連携については、福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会の行政関係の委員として参画いただき、学校等に対する取組みも含め情報共有を図っております。引き続き、効果的な取り組みについて、協議を重ねてまいります。
7	—	○アレルギーは生活に支障を来すため、対策の実行が急務である。いつから、何をするのか、具体的に示してほしい。	○本計画では、令和2年から令和5年までの県の取組みの基本的な方向性を示したものです。 ○具体的な施策については、本計画を踏まえ、福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会で現状・課題に応じた施策を検討し、取り組んでまいります。

「福岡県アレルギー疾患対策推進計画(案)」に対する意見募集の結果について

資料2

計7人の個人からご意見をいただいた。以下、意見の要旨と意見に対する考え方をまとめたもの。

		該当箇所	意見の要旨	意見に対する考え方	
8	—	—	○福岡市の公立小学校で、低学年(1年生は特に)だけでも、アレルギー児への支援スタッフを配置して欲しい。	○学校における食物アレルギーの対応については、各学校設置者(教育委員会等)において方針が定められているため、各市教育委員会に情報提供させていただきま す。	
9	—	—	○医療、環境面だけでなく、経済面での生活の質の向上も考慮してほしい。 ・アレルギー疾患で食べられないパン代を免除している自治体としていない自治体がある。 ・医療費の負担に加え、糸島市では給食費を全額支払い、食べられないメニューも自己負担し二重の負担。学校給食に関しても計画に盛り込んでいただきたい。		
10	—	—	○除去食の対応を向上させてほしい。食物アレルギーの児童対応の給食センターで、個々に応じた除去食の対応ができていない自治体もある。福岡市内の各区にアレルギー対応専門の給食センターを作ってほしい。		
11	—	—	○福岡市の公立小学校での現在の除去食の提供は、卵、マヨネーズ、ごま、ごま油の4品目のみのため、除去食品を増やして欲しい。また、給食を希望する児童には完全除去食を提供して欲しい。		
12	—	—	○福岡市の公立小・中学校で低アレルギー給食メニューを提供してほしい。 <大阪府箕面市の例> ・特定原材料7品目に加え、ナッツ類、貝類、魚卵、魚卵を含む魚類、キウイフルーツ、メロンなどを使わないメニューが提供。 ・レシピも公開。		
13	—	—	○福岡市の公立校の給食費では、食物アレルギーを持つ児童の場合、おかず、米飯、牛乳、パンの四項目で一月分支払うことになり、月に数回しか給食を食べない場合には、一食が高額になる。給食費の日割り支払いにしてほしい。		
14	—	—	○福岡市の公立小・中学校で、食物アレルギーを持つ児童のお弁当を保管できるよう、当該児童のクラスに冷蔵庫を設置して欲しい。		
15	—	—	○計画案への意見募集を市政だよりや新聞、HP等様々な媒体に載せて欲しい。		○本計画への意見募集については、本県ホームページにて広報させていただきました。アレルギー疾患に係る情報を発信する際は、効果的な周知に努めてまいります。